

第3章 第4期推進計画の目標

1 目標の設定

食に対する安心を得るためには、科学的な根拠に基づいた食品の安全性が確保されていることに加えて、そのことに対する信頼の確立が必要になります。

そのため、県では、食品への安心感を定着させるために、次の2つの施策目標を掲げて、各基本施策を推進します。



施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保

生産から流通、消費に至る各段階において、適切な安全管理や危機管理上の措置等を講じ、科学的知見に基づいた総合的な対策が実施できる具体的な施策を推進し、安全安心な食品を確保します。

施策としては、「施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保」、「施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保」、「施策3 食品の安全性確保のための体制の充実」の3施策とします。

施策目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供

県民が食品の安全性について理解を深め、食品を正しく選択し利用できるように、食品の安全性に関する情報を正確で分かりやすく提供し、食品に対する安心感の定着を目指します。

また、県産食品の安全性を確保し、地産地消、優良県産品の推奨を行います。

施策としては、「施策4 食品の安全性に関する理解促進」、「施策5 安全安心な県産食品の推奨」、「施策6 食品の安全性に関する情報の提供、公開、意見交換の推進」の3施策とします。

第3章 第4期推進計画の目標

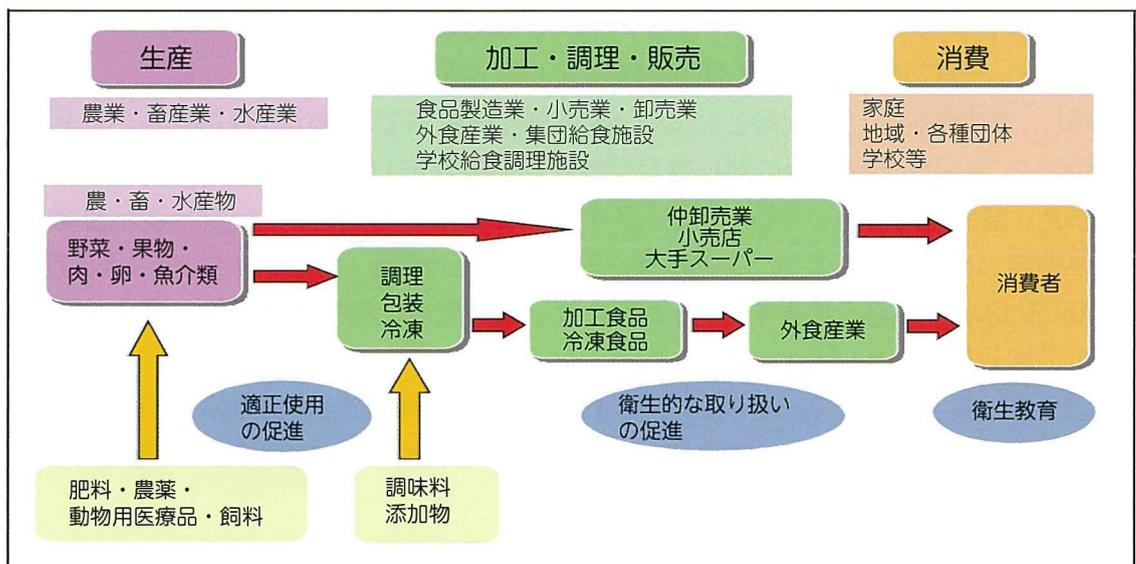


図10 生産から消費までのフロー図

2 第3期推進計画からの変更点及び新規項目

第3期推進計画では、6施策51項目を設定していましたが、第4期推進計画では、新たな法令の制定・制度の改正や、重要な課題に対応するため、項目の追加や統合・吸収の検討を行った結果、6施策48項目を設定しています。

表6 第3期推進計画と第4期推進計画の施策項目数

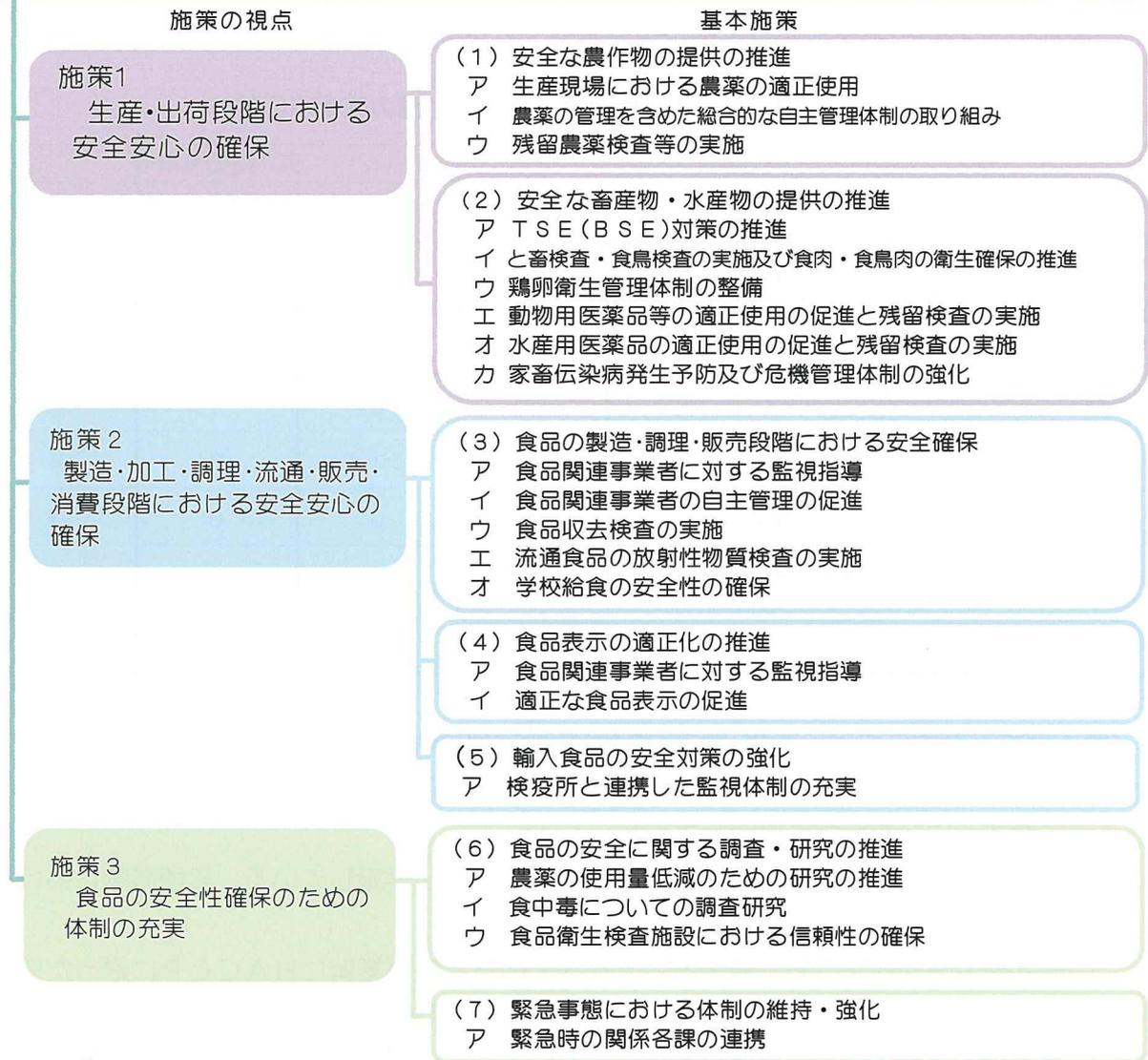
施策の視点	第3期施策項目設定数	第4期施策項目		
		新規・新規(統合)数	統合・統合(吸収)数	設定数
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保	16	4	3	17
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保	16	1	0	17
施策3 食品の安全確保のための体制の充実	7	0	1	6
施策4 食品の安全性に関する理解促進	6	1	3	4
施策5 安全安心な県産食品の推奨	1	0	0	1
施策6 食品の安全性に関する情報の提供、公開、意見交換の推進	5	0	2	3
計	51	6	9	48

【第4期推進計画における新規・新規(統合)施策項目、統合・統合(吸収)施策項目について】

- T S E (B S E) 対策の推進のため実施している、T S E (B S E) スクリーニング検査に関する項目を新たに設定しました。
- 衛生的な鶏卵の生産体制を推進することを目的とし実施している、鶏卵農家における拭き取り検査に関する項目を新たに設定しました。
- 食品衛生法が改正され、原則としてすべての食品等事業者がH A C C P に沿った衛生管理の実施が求められることから、H A C C P に関する知識の普及啓発を目的とした、講習会の実施に関する項目を新たに設定しました。
- 安全安心な食品に関する知識の普及啓発を目的に実施していた講習会に関する項目を統合し、エシカル(倫理的)消費の観点から食品についての正しい知識を普及させるための講座に関する項目を設定しました。
- 安全な畜産物の提供を目的に実施していた飼料に関する2つの項目を統合し、飼料等の製造・流通段階における検査等に関する項目を設定しました。
- 安全な畜産物の提供を目的に実施していた動物医薬品に関する項目と家畜の疾病対策に関する項目を統合し、動物医薬品使用実態調査に関する項目を設定しました。
- 食品の安全性に関する簡易検査に関する項目を食品の収去検査に関する項目に統合(吸収)しました。
- 消費者との意見交換会に関する項目を食品の安全安心に関する意見交換会に関する項目に統合(吸収)しました。
- 県産食品のブランドに関する項目を優良県産品の推奨に関する項目に統合(吸収)しました。

図 1 1 第 4 期推進計画施策体系

施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保



施策目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供

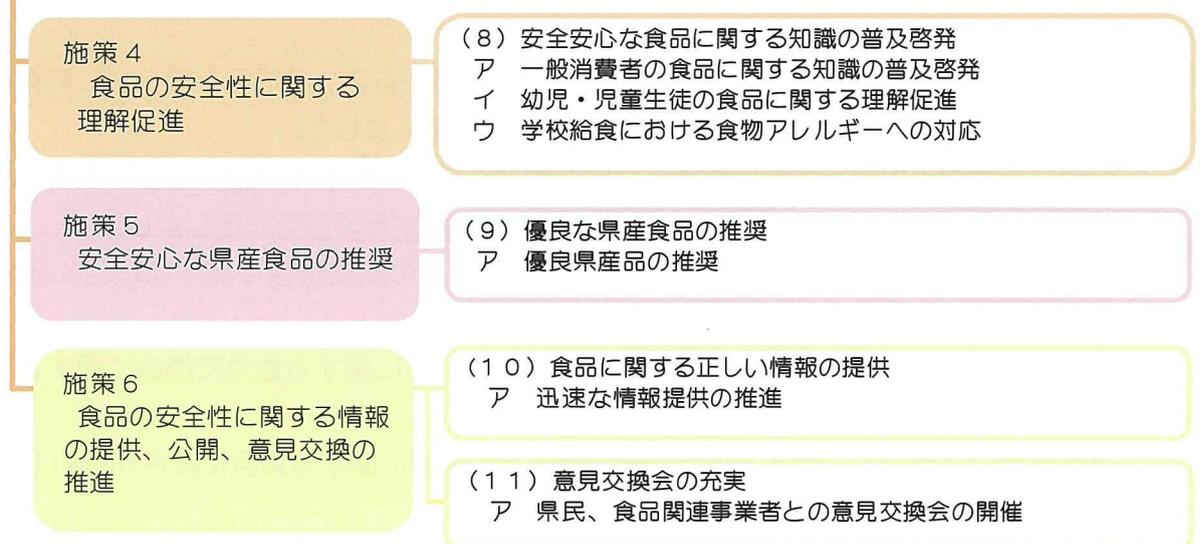


表7 第4期推進計画施策項目一覧

施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(H30年度実績値)	(R6年度)			
(1)安全な農作物の提供の推進	ア 生産現場における農薬の適正使用	①農薬販売店に対する立入検査件数(件/年)	100	100	農薬販売店に対する立入検査を計画的に実施し、農薬の適正な販売を推進します。	営農支援課
		②農薬適正使用講習会の開催回数(回/年)	25	10	農家等の農薬使用者に対し講習会を開催し、農薬の適正使用を推進します。	営農支援課
	イ 農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取り組み	③国のガイドラインに基づいたGAPの導入経営体数(経営体/年)	72 (累計)	5	生産工程における適切な管理、生産方法を示すための手法であるGAP(農業生産工程管理)を生産者に対して普及します。	営農支援課
		④エコファーマー認定人数(累計)(人/年)	954	1,072	化学肥料や化学農薬の低減による環境保全型農業の生産方式に取り組んでいる農業者の認定制度であるエコファーマーの育成を推進します。	営農支援課
		⑤特別栽培農産物認証件数(件/年)	757	1,391	農薬や化学肥料の削減等により生産された農産物を沖縄県特別栽培農産物として認証する制度を普及啓発し、取得に向けて指導助言します。	営農支援課
	ウ 残留農薬検査等の実施	⑥流通農産物の残留農薬検査(検査実施予定数の達成率)(%/年)	141	100	沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、農産物の残留農薬検査を実施し、検査結果については、生産者へフィードバックし、農薬の適正指導を推進します。	衛生薬務課

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(H30年度実績値)	(R6年度)			
(2)安全な畜産物・水産物の提供の推進	ア TSE(BSE)対策の推進	⑦TSE(BSE)スクリーニング検査頭数(頭/年)	9	随時	と畜検査時にTSE(BSE)を疑う症状を呈した牛及び山羊を対象にTSE(BSE)検査を実施します。	衛生薬務課
	イ と畜検査・食鳥検査の実施及び食肉・食鳥肉の衛生確保の推進	⑧と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数(回/年)	17	8	と畜場及び食鳥処理場における衛生管理について、講習会を実施し、衛生意識の向上を図り、自主管理体制の構築を促進します。	衛生薬務課
		⑨と畜場の監視回数(監視予定回数の達成率)(%/年)	100	100	沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、と畜場の衛生管理について、監視指導の徹底と自主管理体制の構築を促進します。	衛生薬務課
		⑩食鳥処理場(大規模・認定小規模)の監視回数(監視予定回数の達成率)(%/年)	107	100	沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、食鳥処理場の衛生管理について、監視指導の徹底と自主管理体制の構築を促進します。	衛生薬務課
	ウ 鶏卵衛生管理体制の整備	⑪養鶏場のサルモネラ検査数(検体/年)	555	随時	安全な畜産物の供給体制を推進するため、鶏、環境等についてサルモネラに係るモニタリング検査を鶏卵衛生推進農家に対し実施します。	畜産課
	エ 動物用医薬品等の適正使用の促進と残留検査の実施	⑫動物用医薬品使用実態調査の実施回数(回/年)	1	1	医薬品の残留防止を図るため畜産経営及び獣医師に対し医薬品の使用実態調査の聞き取り調査及び適正使用について指導を行います。	畜産課
		⑬飼料等の製造・流通段階における検査や指導数(件/年)	25	25	畜産飼料の製造業者・輸入業者等に対し、製造・流通段階における検査や保管等管理の指導を実施します。	畜産課
		⑭畜水産食品の残留抗生物質検査数(検査実施予定数の達成率)(%/年)	100	100	沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査を実施します。	衛生薬務課
	オ 水産用医薬品の適正使用の促進と残留検査の実施	⑮養殖経営体数に対する指導経営体数の割合(%/年)	100	100	養殖業者に対し、餌料や水産用医薬品等の適正使用及び記録管理について指導します。	水産課
		⑯水産用医薬品使用実態調査の実施回数(回/年)	1	1	水産用医薬品の使用実態調査を実施します。	水産課
カ 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化	⑰家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連絡会議の開催回数(回/年)	4	4	4(R4年度以降は次期振興計画に基づき、施策項目について検討予定)	関係機関と連携を図り、家畜伝染病が発生した場合における危機管理体制を構築し、発生時における畜産物の流通指導及び安全安心情報を提供します。	畜産課

第3章 第4期推進計画の目標

施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(H30年度実績値)	(R6年度)			
(3) 食品の製造・調理・販売段階における安全確保	ア 食品関連事業者に対する監視指導	⑩食品施設監視指導回数(監視指導実施予定数の達成率)(%/年)	110	100	沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、沖縄県の地域特性や過去の食中毒状況等を踏まえ食品関連事業者に対し、監視指導を実施します。	衛生薬務課
	イ 食品関連事業者の自主管理の促進	⑪食中毒予防のための講習会開催回数(回/年)	273	250	食品衛生講習会を開催し、食品関連事業者に対して食品衛生に関する指導・助言を行い、食品衛生思想の普及啓発に努めます。	衛生薬務課
		⑫食品衛生責任者養成講習会開催回数(回/年)	20	12	食品衛生責任者を養成するための講習会を開催し、営業施設の衛生管理の向上を図ります。	衛生薬務課
		⑬HACCPに関する講習会開催回数(回/年)	5	5	国際標準の衛生管理手法であるHACCP(ハサップ)に沿った衛生管理を促進するため、食品等事業者を対象にHACCPに関する講習会を実施します。	衛生薬務課
		⑭食品関連事業者団体による巡回指導件数(件/年)	5,000	4,600	食品関連事業者が実施する自主管理のための取り組みに対して支援します。	衛生薬務課
	ウ 食品収去検査の実施	⑮食品の収去検査検体数(検査実施予定検体数の達成率)(%/年)	116	100	沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、食品の収去検査を実施し、不良食品を排除し、流通食品の安全確保を図ります。	衛生薬務課
	エ 流通食品の放射性物質検査の実施	⑯流通食品の放射性物質検査検体数(検査実施予定検体数の達成率)(%/年)	100	100	沖縄県食品の放射性物質検査実施要領に基づき、毎年度検査実施計画を策定し、県内で流通している食品(農産物・水産物・加工食品・乳製品・その他)の放射性セシウム(Cs)の検査を実施します。	衛生薬務課
オ 学校給食の安全性の確保	⑰定期点検を実施する学校給食施設数(施設/年)	128	128	学校給食調理施設及び給食用食品の定期的な点検を実施し、衛生管理の徹底を図るよう指導します。	保健体育課	
	⑱学校給食関係者に対する研修会の開催回数(回/年)	5	5	学校給食関係者に対し、調理場の衛生管理や食品の安全安心等の研修を実施し、安全安心な学校給食の確保を推進します。	保健体育課	

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(H30年度実績値)	(R6年度)			
(4) 食品表示の適正化の推進	ア 各法律に基づく監視指導の充実	⑲食品表示法に関する巡回調査・点検件数(件/年)	34,582	18,300	食品製造・加工業者、食品販売業者等を巡回し、食品表示法に基づく表示適正化の指導を強化します。	衛生薬務課、流通・加工推進課、健康長寿課
		⑳健康増進法の虚偽誇大表示に係る巡回調査・点検件数(件/年)	305	300	食品として販売される物に関する広告その他の表示について、健康増進法に基づく表示適正化の指導を強化します。	健康長寿課
		㉑景品表示法に関する相談及び表示指導件数(件/年)	63	随時	景品表示法の適正な運用のため、食品関係事業者からの表示に関する問い合わせや一般消費者からの苦情・申告を受け付けます。	消費・くらし安全課
	イ 適正な食品表示の促進	㉒景品表示法に基づく観光土産品の表示指導回数(回/年)	2	2	食品製造加工業者が製造販売する観光土産品について、景品表示法に基づく表示適正化の指導を強化します。	消費・くらし安全課
		㉓食品表示法等に関する表示講習会開催回数(回/年)	6	5	食品関連事業者を対象に食品表示法に関する講習会を開催し、適正な表示知識を普及啓発します。	衛生薬務課、流通・加工推進課、健康長寿課
		㉔景品表示法に関する表示講習会の開催回数(回/年)	8	3	食品関連事業者を対象に景品表示法に関する講習会を開催し、適正な表示知識を普及啓発します。	消費・くらし安全課
	㉕医薬品医療機器等法(旧:薬事法)に関する表示講習会開催回数(回/年)	1	1	食品関連事業者、食品に関する広告を行う業者等を対象に講習会を開催し、適正な表示知識を普及啓発します。	衛生薬務課	

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(H30年度実績値)	(R6年度)			
(5) 輸入食品の安全対策の強化	ア 検疫所と連携した監視体制の充実	⑳検疫所と連携した監視体制の充実	-	随時	検疫所と連携して輸入食品の違反等についての情報収集を行い、必要に応じて連携した監視指導や情報の交換を行います。	衛生薬務課

施策3 食品の安全性確保のための体制の充実

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(H30年度実績値)	(R6年度)			
(6) 食品の安全に関する調査・研究の推進	ア 農薬の使用量低減のための研究の推進	㉕化学合成農薬低減に向けた試験項目 (課題/年)	2	2	県産農産物栽培における化学肥料低減のための試験研究を実施します。	営農支援課
	イ 食中毒についての調査研究	㉖食中毒菌汚染実態調査検体数 (調査実施予定検体数の達成率) (%/年)	108	100	食品の食中毒菌汚染実態調査実施要領に基づき、汚染食品を排除し、食中毒発生の未然防止対策を図るため、流通食品の細菌汚染実態調査を実施します。	衛生薬務課
	ウ 食品衛生検査施設における信頼性の確保	㉗内部点検の実施設数 (施設/年)	8	8	食品衛生検査施設における検査を正確かつ迅速に実施するためには、日々の管理業務が重要であるため、その適正管理状況を確認するための内部点検を行います。	衛生薬務課
		㉘精度管理 (微生物・理化学) の実施回数 (回/年)	2	2	食品衛生検査施設の検査員の検査技術の水準を確保するため、年2回検査を実施し、検査精度の評価をします。	衛生薬務課
	㉙外部精度管理調査への参加施設数 (施設/年)	2	2	本県の食品衛生検査施設の検査精度を全国レベルで確認するため、(一財)食品薬品安全センターが実施する外部精度管理調査に参加し、客観的な評価を受けます。	衛生薬務課	

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(H30年度実績値)	(R6年度)			
(7) 緊急事態における体制の維持・強化	ア 緊急時の関係各課の連携の推進	㉚緊急時の関係各課の連携の推進	—	随時	緊急事態が発生した場合は、沖縄県健康危機管理対策要綱等にて対応し、全庁的な対応が必要な場合には、沖縄県食品の安全安心推進本部会を開催し、的確な対応と拡大防止に努めます。	衛生薬務課

第3章 第4期推進計画の目標

施策4 食品の安全性に関する理解促進

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(H30年度実績値)	(R6年度)			
(8) 安全安心な食品に関する知識の普及啓発	ア 一般消費者の食品に関する知識の普及啓発	①消費者への啓発のための講座実施回数(回/年)	—	5	エシカル(倫理的)消費の観点から、食品についての正しい知識を普及させるための講座を実施します。	消費・暮らし安全課
		②食中毒予防イベント回数(回/年)	5	5	消費者を対象にイベントを開催し、食中毒予防のための衛生管理に関する知識の普及啓発活動を行います。	衛生薬務課
	イ 幼児・児童生徒の食品に関する理解促進	③給食だよりの発行数(回/年)	11	11	学校給食だよりの発行し、家庭における食品衛生及び食品の安全安心確保について、情報提供、普及啓発を推進します。	保健体育課
	ウ 学校給食における食物アレルギーへの対応	④学校給食アレルギー献立表の発行数(回/年)	11	11	学校給食アレルギー献立表(詳細な献立表)を事前に学校・家庭に発行し、給食時において誤食がないよう給食の安全・安心の確保について情報提供を行います。	保健体育課

施策5 安全安心な県産食品の推奨

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(H30年度実績値)	(R6年度)			
(9) 優良な県産食品の推奨	ア 優良県産品の推奨	⑤優良県産品の宣伝・普及啓発	8	随時	優良県産品の展示・宣伝、普及啓発を図ります。	マーケティング戦略推進課

施策6 食品の安全性に関する情報の提供、公開、意見交換の推進

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(H30年度実績値)	(R6年度)			
(10) 食品に関する正しい情報の提供	ア 迅速な情報提供の推進	⑥食品の安全安心に関する情報の発信(回/年)	98	随時	沖縄県のホームページにおいて、食品の自主回収や緊急情報など食品の安全性に関する情報提供を行います。	衛生薬務課
		⑦食中毒関連情報の発信数(回/年)	11	随時	食品による健康被害の拡大防止及び再発防止を図るため、必要に応じて、食中毒に関する情報を発信します。	衛生薬務課
(11) 意見交換会の充実	ア 県民、食品関連事業者との意見交換会の開催回数	⑧食品の安全安心に関する意見交換会の開催回数(回/年)	1	1	食品の安全安心の確保について、食品関連事業者及び消費者等を対象に意見交換会や講習会等を開催します。	衛生薬務課